

## 秋田県雇用維持支援金 Q & A

(令和2年10月26日現在)

### 【支援目的について】

Q1-1：支援の目的を教えてください。

### 【対象について】

Q2-1：秋田労働局から4月1日から12月31日までの期間に係る雇用調整助成金の支給決定を受けた場合は、すべて本支援金の対象となるのですか。

Q2-2：中小企業事業主とは何ですか。

Q2-3：例えば「対象事業所（休業等実施事業所）の規模は10人以上」などの要件はありますか。

Q2-4：現在、対象事業所（休業等実施事業所）を廃止していても申請できますか。

### 【支援金額の計算について】

Q3-1：雇用調整助成金の判定基礎期間の1か月の締め日が月をまたぐ場合（例：4月21日から5月20日までの期間）は、本支援金の申請における判定基礎期間の回数はどうのように扱いますか。

Q3-2：雇用調整助成金の判定基礎期間が、1か月でない期間のものがありますが、本支援金の申請における判定基礎期間の回数はどうのように扱いますか。

Q3-3：判定基礎期間に令和2年4月1日から12月31日まで以外の日付を含んでいる場合は、対象外になりますか。

Q3-4：同一の判定基礎期間で、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の複数の支給決定を受けている場合は、本支援金の申請における判定基礎期間の回数はどうのように扱いますか。

Q3-5：判定基礎期間は、上限額を申請する場合、連続した3か月でなくてはなりませんか。

### 【申請について】

Q4-1：申請から受給までどれくらいかかりますか。

- Q 4 - 2 : 雇用調整助成金の1 2月分を含む休業等に係る支給決定通知書は、労働局への申請の時期によっては、3月に交付される可能性もあります。この場合でも支援金の申請期限は2月26日でしょうか。
- Q 4 - 3 : 休業等を実施した対象事業所について、支援金の申請を複数回に分けて行うことはできますか。
- Q 4 - 4 : 1つの会社で複数の対象事業所を有していますが、支援金の申請はどのように行いますか。

**【申請書類の記載等について】**

- Q 5 - 1 : 申請者の所在地（住所）欄には、事業所の所在地を記載するのですか、それとも自宅の住所を記載するのですか。
- Q 5 - 2 : 雇用調整助成金を各支店単位で受給している場合、申請者名は法人の代表者名ですか、支店長名ですか。
- Q 5 - 3 : 「助成金支給番号」はどの書類を確認すれば分かりますか。
- Q 5 - 4 : 添付書類として必要な雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定通知書、緊急雇用安定助成金の支給申請書の写しを、紛失により提出できない場合はどうしたらいいですか。
- Q 5 - 5 : 振込先をゆうちょ銀行とする場合の記載方法を教えてください。
- Q 5 - 6 : ネットバンク等で紙媒体の通帳がない場合、通帳の写しとしてはどのような書類が必要ですか。

**【その他】**

- Q 6 - 1 : 国や市町村等の他機関の各種支援制度を利用している場合、併せて、本支援金を申請することはできますか。
- Q 6 - 2 : 支援金の返還が必要となる場合はありますか。

**【支援目的について】**

Q1-1：支援の目的を教えてください。

A： この支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金を活用し、雇用環境の維持に努めている秋田県内の中小企業事業主を対象に県が支援するものです。

**【対象について】**

Q2-1：秋田労働局から4月1日から12月31日までの期間に係る雇用調整助成金の支給決定を受けた場合は、すべて本支援金の対象となるのですか。

A： 秋田県内に所在する事業所で休業等を実施し、国の雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給を受けた秋田県内の中小企業事業主（Q2-2参照）が対象となります。事業所が県内に所在する中小企業主であっても、本社が県外の場合は対象になりません。

また、申請日以降も事業を継続し雇用を維持する意思があることなどのいくつかの要件（申請要領を参照）を満たしている必要がありますので、秋田労働局から雇用調整助成金の支給決定を受けていても、本支援金の対象とならない場合があります。

Q2-2：中小企業事業主とは何ですか。

A： 個人事業主、法人、社団、財団で、本支援金の申請日時時点で、下記の「資本金の額又は出資の総額」、「常時雇用する労働者の数」のうちの、いずれかを満たせば、中小企業事業主に該当します。

※医療法人、社会福祉法人等も、要件を満たせば中小企業事業主に該当します。

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は次表のとおりです。（日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）による業種区分）

業種	当該分類項目
小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 6（各種商品小売業） 中分類 5 7（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 5 8（飲食料品小売業） 中分類 5 9（機械器具小売業） 中分類 6 0（その他の小売業） 中分類 6 1（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店） 中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 8（放送業） 中分類 3 9（情報サービス業） 小分類 4 1 1（映像情報制作・配給業） 小分類 4 1 2（音声情報制作業） 小分類 4 1 5（広告制作業） 小分類 4 1 6（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 6 9 3（駐車場業） 中分類 7 0（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 5（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類 7 9 1（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業）（中分類 8 1， 8 2） 大分類 P（医療、福祉）（中分類 8 3～8 5） 大分類 Q（複合サービス事業）（中分類 8 6， 8 7） 大分類 R（サービス業<他に分類されないもの>）（中分類 8 8～9 6）
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 0（各種商品卸売業） 中分類 5 1（繊維・衣服等卸売業） 中分類 5 2（飲食料品卸売業） 中分類 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 5 4（機械器具卸売業） 中分類 5 5（その他の卸売業）
製造業その他	上記以外のすべて

Q 2 - 3 : 例えば「対象事業所（休業等実施事業所）の規模は10人以上」などの要件はありますか。

A : ありません。

Q 2 - 4 : 現在、対象事業所（休業等実施事業所）を廃止していても申請できますか。

A : 本支援金の申請時点で事業廃止となっている場合は、その対象事業所については、支給対象外となります。

### 【支援金額の計算について】

Q 3 - 1 : 雇用調整助成金の判定基礎期間の1か月の締め日が月をまたぐ場合（例：4月21日から5月20日までの期間）は、本支援金の申請における判定基礎期間の回数はどうに扱いますか。

A : 判定基礎期間は、暦月（賃金締切日として毎月一定の期日が定められている場合は、賃金締切期間）の原則1か月の期間となりますので、この場合は1回と数えます。

Q 3 - 2 : 雇用調整助成金の判定基礎期間が、1か月でない期間のものがありますが、本支援金の申請における判定基礎期間の回数はどうに扱いますか。

A : 1か月を超え2か月に満たない期間のものは、2回と数えます。

また、出向の実施に係る場合は、支給対象期の月数を判定基礎期間の回数とみなします。なお、1箇月未満の端数が生じたときは、これを1回と数えます。

Q 3 - 3 : 判定基礎期間に令和2年4月1日から12月31日まで以外の日付を含んでいる場合は、対象外になりますか。

A : 判定基礎期間の日付の全てが、令和2年4月1日から12月31日までの期間である必要はなく、この期間の日付を含んだ判定基礎期間であれば、交付対象となります。例えば、判定基礎期間が令和2年3月11日～4月10日の場合も、支給対象であり、この期間分に係る判定基礎期間の回数は1回と数えます。

Q 3 - 4 : 同一の判定基礎期間で、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の複数の支給決定や、追給を受けている場合は、本支援金の申請における判定基礎期間の回数はどうのように扱いますか。

A : 1回と数えます。

Q 3 - 5 : 判定基礎期間は、上限額を申請する場合、連続した3か月でなくてはなりませんか。

A : 連続した3か月である必要はありません。

### 【申請について】

Q 4 - 1 : 申請から受給までどれくらいかかりますか。

A : 県で申請書を受領後、内容に不備等がなければ3～4週間程度でご依頼の口座へお振込みをする予定ですが、申請が集中した場合などは遅れる場合もあるため、あらかじめご了承ください。

また、申請に必要な、秋田労働局からの雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定通知書等を紛失した場合は、手続きに時間を要しますので、さらに支給が遅れる可能性があります。

Q 4 - 2 : 雇用調整助成金の12月分を含む休業等に係る支給決定通知書は、労働局への申請の時期によっては、3月に交付される可能性もあります。この場合でも支援金の申請期限は2月26日でしょうか。

A : 本支援金の支給申請期限は2月26日までとなります。

ご質問のような場合は、休業等実績に基づき雇用調整助成金の申請を速やかに行っていただき、秋田労働局から早めに支給決定を受けていただくよう、御理解をお願いします。

Q 4 - 3 : 休業等を実施した対象事業所について、支援金の申請を複数回に分けて行うことはできますか。

A : 本支援金の支給申請は、1事業所（労働局に申請した雇用調整助成金等の事業所単位）につき、原則として一度としておりますので、対象となる雇用調整助成金等の判定基礎期間分をまとめて申請してくださるようお願いいたします。

Q 4 - 4 : 1つの会社で複数の対象事業所を有していますが、支援金の申請はどのように行いますか。

A : 本支援金は、休業等を実施した事業所ごと（労働局に申請した雇用調整助成金等の事業所単位）に申請して下さい。

#### **【申請書類の記載等について】**

Q 5 - 1 : 申請者の所在地（住所）欄には、事業所の所在地を記載するのですか、それとも自宅の住所を記載するのですか。

A : 個人事業主の方は、お住いの自宅の住所（運転免許証等の本人確認書類と同じ住所）を記入してください。法人の方は、法人登記されている本店の所在地を記入してください。

Q 5 - 2 : 雇用調整助成金を各支店単位で受給している場合、申請者名は法人の代表者名ですか、支店長名ですか。

A : 申請者名は、法人の代表者名としてください。

Q 5 - 3 : 「助成金支給番号」はどの書類を確認すれば分かりますか。

A : 雇用調整助成金等の支給決定通知書をご確認ください。

Q 5 - 4 : 添付書類として必要な雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定通知書、緊急雇用安定助成金の支給申請書の写しを、紛失等により提出できない場合はどうしたらいいですか。

A : 紛失といったやむを得ない理由で提出できない場合に限り、県が直接、秋田労働局に対して当該助成金等の支給決定内容を確認します。この場合、個別の対応を要することから、電子申請は利用できないほか、支援金の支給までに時間がかかる場合があることを御承知置きください。

なお、県が労働局に確認の照会をすることに同意する旨を記載した「同意書（様式第3号）」を申請書類と併せて郵送で一式提出してください。

Q 5 - 5 : 振込先をゆうちょ銀行とする場合の記載方法を教えてください。

A : ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、預金種目、口座番号、名義人を記載してください。

Q5-6：ネットバンク等で紙媒体の通帳がない場合、通帳の写しとしてはどのような書類が必要ですか。

A： 電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できる画面等の画像（紙媒体に出力したもの）を提出してください。当座預金については、銀行から発行される明細等で確認します。

### 【その他】

Q6-1：国や市町村等の他機関の各種支援制度を利用している場合、併せて、本支援金を申請することはできますか。

A： 本支援金の制度としては、他機関の支援制度との併用は可能です。

ただし、他機関の各種支援制度が、本支援金制度との併用が可能かどうかについては、それぞれの機関の制度内容をご確認ください。

Q6-2：支援金の返還が必要となる場合はありますか。

A： 虚偽の申告や誓約内容に違反があると判明した場合には、支給決定を取り消し、返還を命じる場合があります。